

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年11月16日

岡山市長 大森雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 リベラーラ岡山

所在地 岡山市北区平野字渡打964番

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市堀南704番地の5

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

(3) 変更事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ガリバー岡山庭瀬店

(変更後) リベラーラ岡山

(4) 変更年月日

令和2年8月22日

(5) 変更理由

商品構成の変更によりブランド展開している“リベラーラ”に変更

2 届出年月日

令和2年11月4日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和2年11月16日から令和3年3月16日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課